

次の対象区域において、建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく認定をしましたので、同条第6項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成30年1月26日

京都市長 門川 大作

## 1 認定事項

認定番号	認定年月日	対象区域
11-004	平成30年1月23日	京都市山科区西野山階町38番地の3及び38番地の9、同区西野大手先町16番地の6、16番地の29及び16番地の30、同区西野様子見町1番地の2、1番地の6、1番地の10から1番地の18まで、1番地の43及び1番地の60、同区西野阿芸沢町1番地の1、1番地の2、1番地の4から1番地の15まで、2番地の3及び3番地の2、同区西野広見町1番地の1、1番地の4及び1番地の5並びに同区西野今屋敷町2番地の4、2番地の7から2番地の15まで及び3番地の5

## 2 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)